

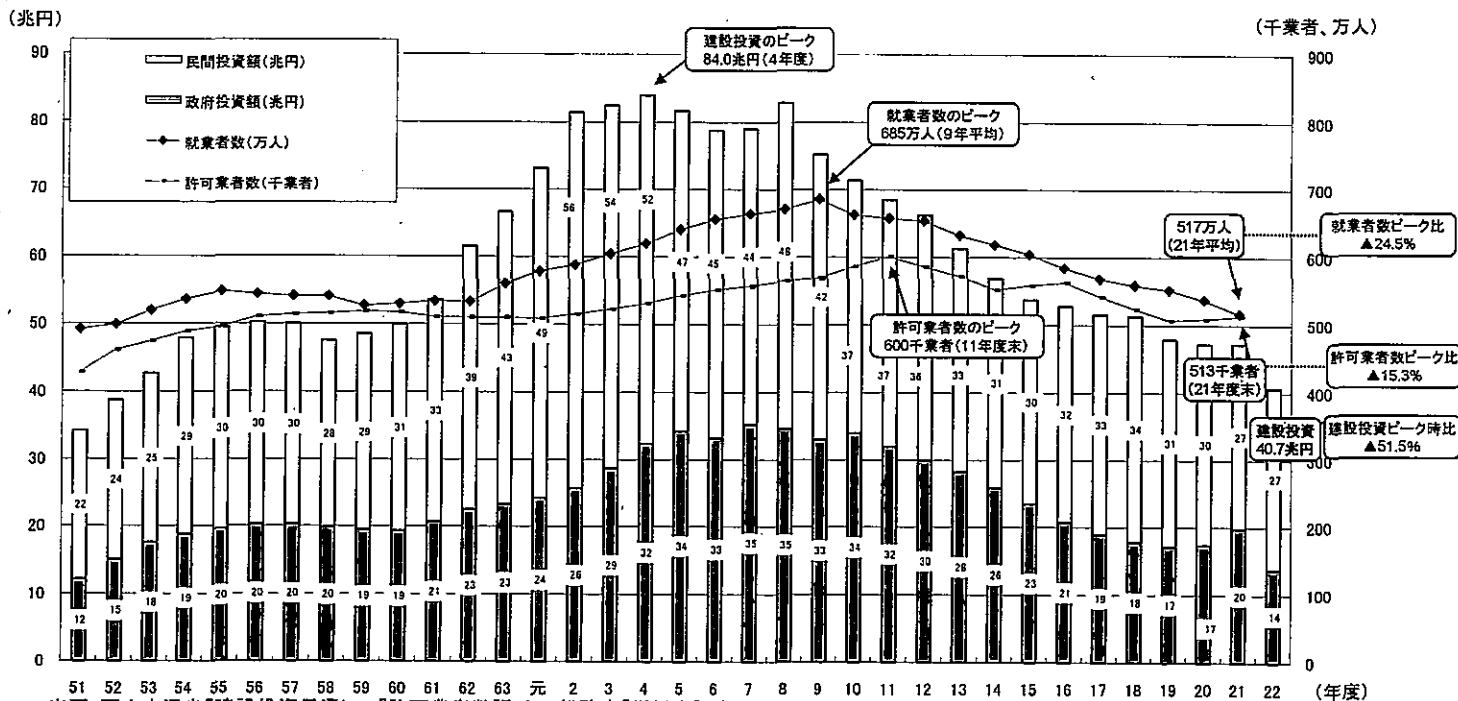
# 説明資料

平成22年7月13日  
国土交通省総合政策局  
建設市場整備課

## 1. 建設労働をめぐる現状

# 建設投資、許可業者数及び就業者数の推移

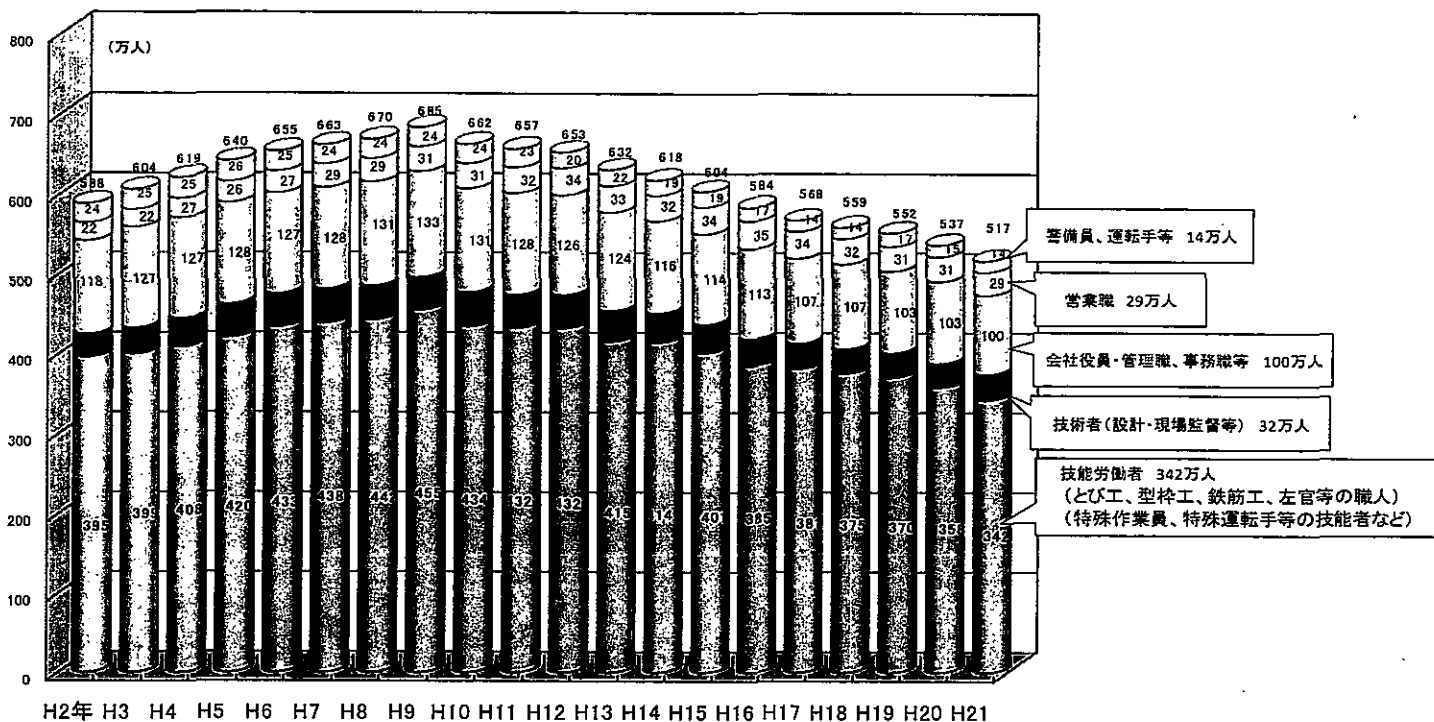
- 建設投資額(平成22年度見通し)は約41兆円で、ピーク時(4年度)から約52%減。
- 建設業者数(21年度末)は約51万業者で、ピーク時(11年度末)から約15%減。
- 建設業就業者数(21年平均)は517万円で、ピーク時(9年平均)から約25%減。 ※22年5月は492万人(前年同月比16万人減)。



出所:国土交通省「建設投資見通し」・「許可業者数調べ」、総務省「労働力調査」  
 注1 投資額については平成19年度まで実績、20年度・21年度は見込み、22年度は見通し  
 注2 許可業者数は各年度末(翌年3月末)の値  
 注3 就業者数は年平均

# 建設業就業者数の推移

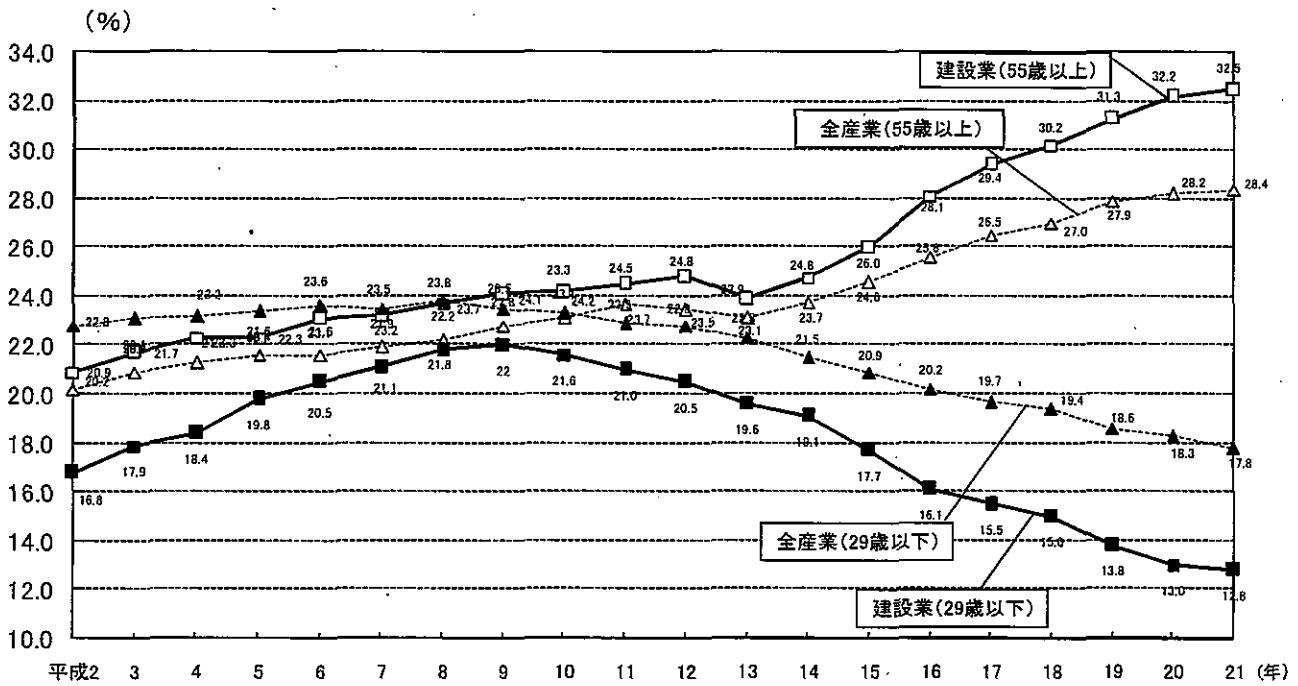
- 建設業就業者数: 685万人(H9) → 517万人(H21) ▲170万人(▲25%)
- 技能労働者数: 455万人(H9) → 342万人(H21) ▲110万人(▲25%)



出所:総務省「労働力調査」(暦年平均)

# 建設業就業者の年齢構成の推移

○ 55歳以上、29歳以下の占める割合は、全産業平均と比較するとその差は開く一方であり、高齢化が進展している。

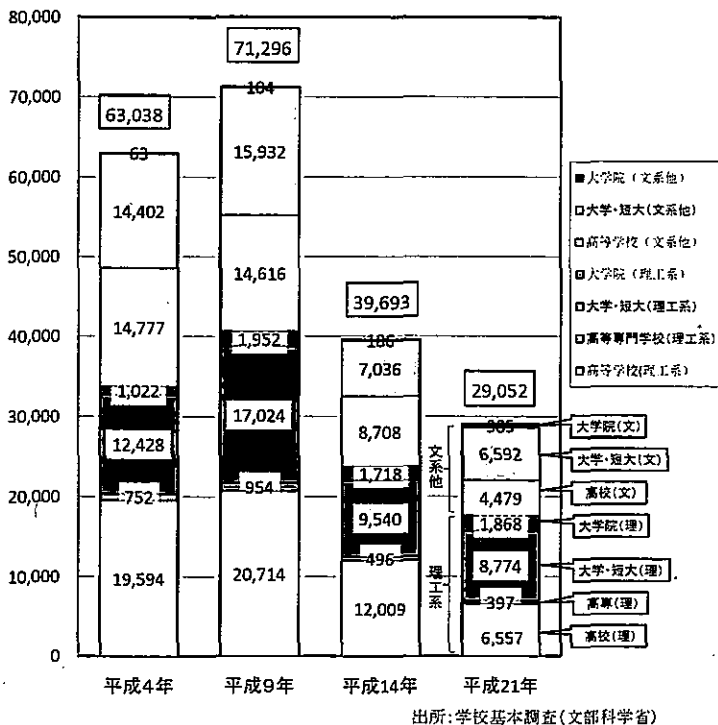


資料:総務省「労働力調査」

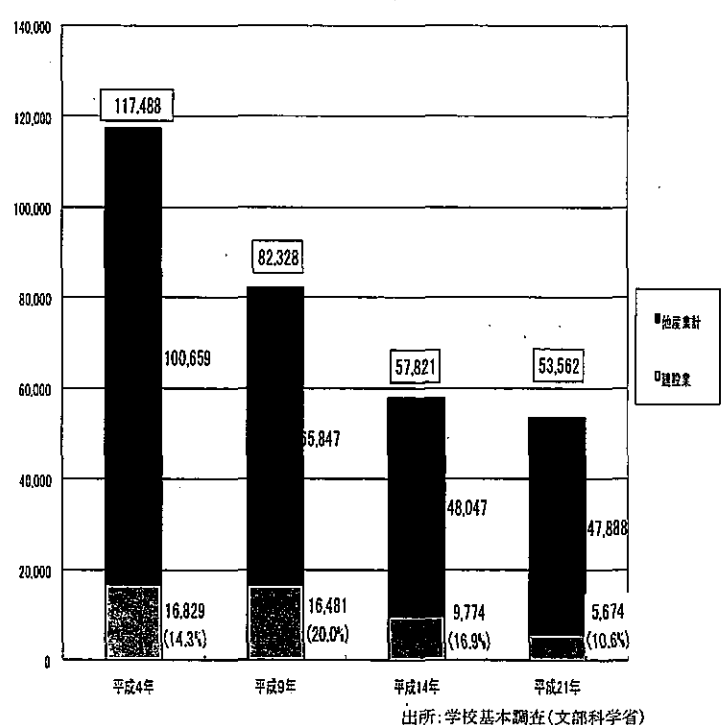
# 専門高校から建設産業への入職状況

- 技術者(H21:32万人)の人材となる大学院、大学・短大の理工系入職者は、H14:11,258人→H21:10,642人。
- 一方、技能労働者(H21:342万人)の人材となる高校の理工系入職者は、H14:12,009人→H21:6,557人。

学歴別建設業新規入職者数の推移



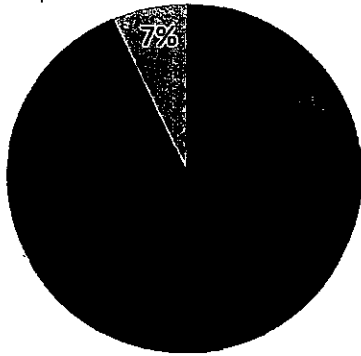
工業科卒業者の建設業就職者数の推移



# 建設技能労働者の職位

- 現場の中核として働いている職長(世話役・班長含む)が、約3割を占めている。
- 年齢階層別にみると、30歳から59歳の約4割が職長(世話役・班長含む)となっている。
- ⇒ 見習・手元→一般技能労働者・作業員→職長といったキャリアパスが構成されている。

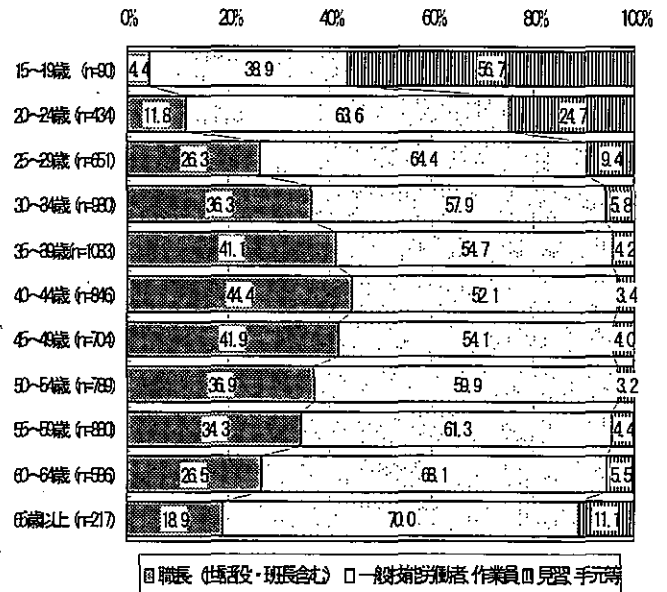
## 建設技能労働者の職位



- 職長(世話役・班長含む)
- 一般技能労働者、作業員
- 見習、手元等

出所:平成20年度建設技能労働者の就労状況等に関する調査(国土交通省)

## 年齢階層別職位

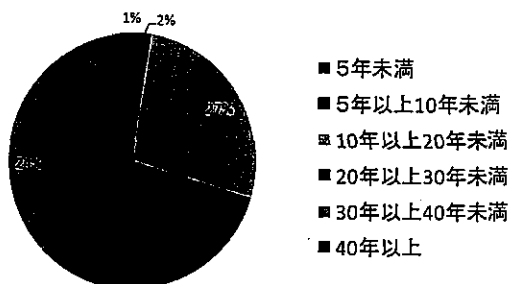


出所:平成20年度建設技能労働者の就労状況等に関する調査(国土交通省)

# 「関西建設技能者会」会員の意識調査

- 関西建設技能者会:1級技能士、基幹技能者、施工管理技士などの資格を持つ優秀な職人の集合体として、建設技能者の技能及び資質の向上、優秀な技能の伝承を図るための活動を展開している。
- 20年以上の経験年数を有する者が約7割。
  - 20歳未満で約5割の者が、25歳未満で約8割の者が現在の職種に就いている。
  - ⇒ 若年時から建設業での経験を積み重ねることにより、現場の中核を担う人材となっている。

## 経験年数



入職時の年齢	割合	累計
40年以上	13%	13%
30年以上40年未満	24%	37%
20年以上30年未満	33%	70%
10年以上20年未満	27%	97%
5年以上10年未満	2%	99%
5年未満	1%	100%

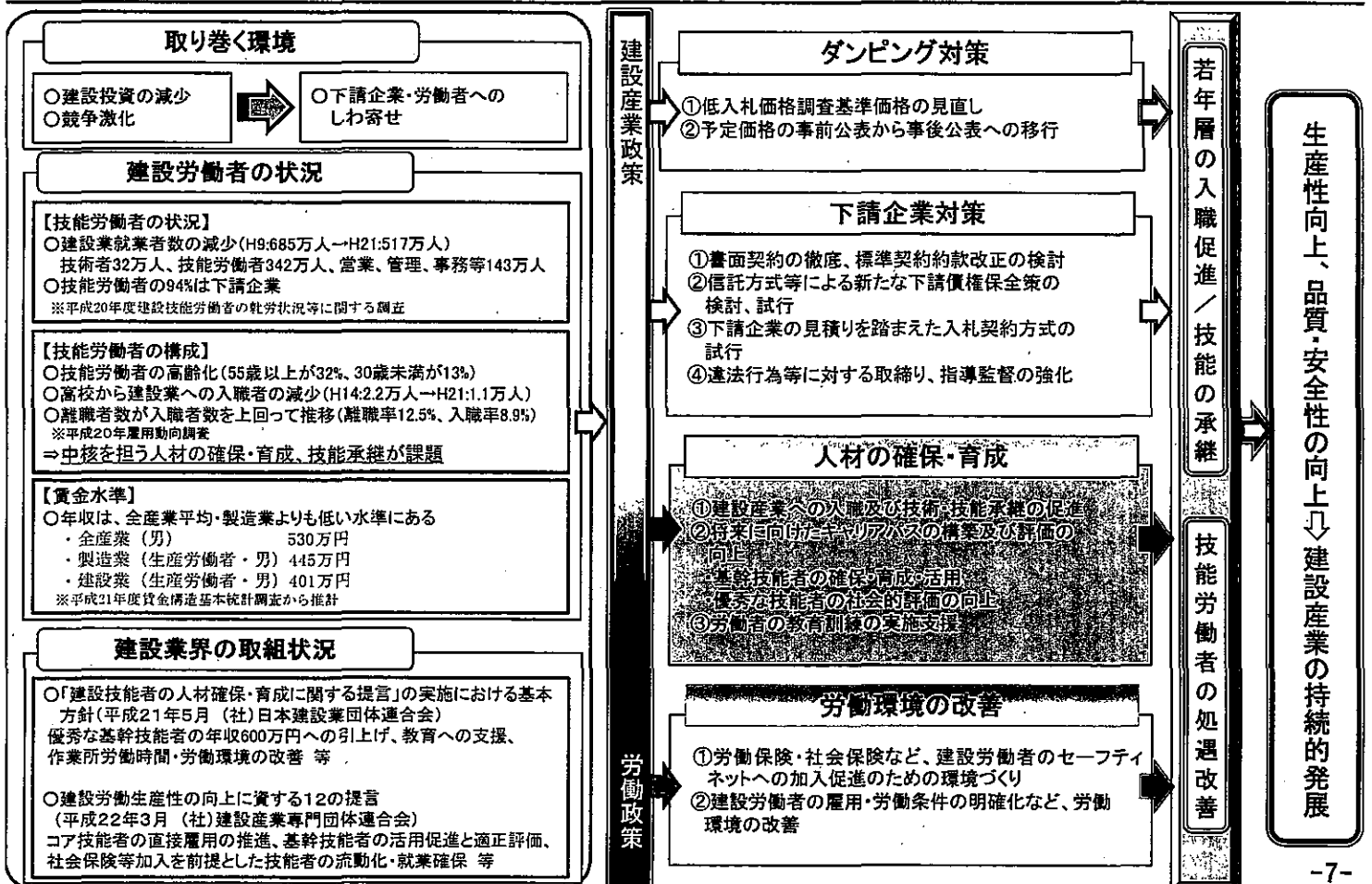
## 現在の職種に就いた時の年齢



入職時の年齢	割合	累計
18歳未満	18%	18%
18歳以上20歳未満	33%	51%
20歳以上25歳未満	31%	82%
25歳以上30歳未満	7%	89%
30歳以上40歳未満	7%	96%
40歳以上	4%	100%

## 2. 建設技能労働者の人材確保・育成

### 建設技能労働者に関する取組み



# 国土交通省政策集2010 ①入札契約制度改革

建設業を取り巻く厳しい環境を踏まえつつ、技術力と経営力に優れた建設企業が生き残り、成長する環境の整備を行っていくため、入札契約制度全般について透明性の向上を図るなど不断の見直しを行い改善に取り組む。

## 契約の明確化・対等化の促進

### ○標準請負契約約款を改正

下請企業や労働者へのしわ寄せを防止し、契約の明確化・対等化を図るため、書面による契約を徹底するとともに、「甲」「乙」の呼称や責任・費用の分担に関するルールの見直しなど標準請負契約約款を改正  
【中央建設業審議会における検討を踏まえ改正】

### ○違法行為等に対する取締りを強化

違法行為等に厳格に対応するため、地方公共団体との連携を強化し、違法行為等に対する取締り、指導監督を強化  
【平成22年度より全地方整備局で実施】

### ○新たな下請代金保全策の導入検討

信託の活用や支払ボンドなど、諸外国における下請保護方策を参考にしつつ、我が国における新たな下請代金保全策の導入に着手

## 経営事項審査制度の改善

### ○ペーパーカンパニー等が不正に高得点をとることの防止

### ○企業実態をより公正に評価

- 虚偽申請対策や現場での監督を強化
- 経営事項審査の審査基準の見直し

【中央建設業審議会における検討を踏まえ審査基準の見直し】

## 手続きの透明性の向上やダンピング対策の実効性を向上

### ○国土交通省直轄工事の取組

- 総合評価落札方式に関する透明性の向上に向けた取組(技術提案の評価内容の通知の充実等)
- 入札ボンドの対象工事の拡大
- 下請企業からの見積もりを踏まえた入札方式の試行

【平成22年度より実施】

### ○地方公共団体における取組を促進

(総務省と連携)

- 総合評価落札方式に関する透明性の向上
- 実効あるダンピング対策の取組みを促進するための低入札価格調査制度への失格基準の導入
- 入札ボンドの対象工事の拡大
- 都道府県による市町村の発注支援を要請
- 地方公共団体における学校建物等の耐震改修の迅速な推進

(総合政策局建設業課、大臣官房地方課、技術調査課)

# 国土交通省政策集2010 ②建設産業対策

成長戦略の担い手たる建設産業の育成、総合的な金融支援策及び経営支援体制の構築、人材の確保・育成により、厳しい環境に直面する建設産業の構造改善と成長戦略関連分野への対応力向上、雇用の維持・確保を図る。

## 成長戦略の担い手たる建設産業の育成

PPP、エコ建築、耐震、リフォーム、農林業等の成長戦略の担い手たる建設産業を育成し、事業転換を促進

### ○建設産業の事業転換を促進する地方自治体支援

- ・地方自治体による建設産業の事業転換促進計画の策定と実施に対する支援

### ○成長分野での事業化等のためのノウハウ支援

- ・中小建設企業の新事業の立ち上げを支援するため、大手・異分野企業等有するノウハウ・技術を集約、提供するシステム・体制を構築
- ・建設企業が事業転換に至るまで、きめ細やかな専門コンサルティングを実施

### ○共同事業による事業領域拡大支援

- ・建設業と宅建業等のリフォーム協業化等を支援し、リフォーム事業等への取組を促進、市場開拓(住宅局と連携)
- ・建設業者が共同受注体制を構築し、地方自治体の公物管理業務等の包括的受注を推進、地域の安全・安心を確保

## 総合的な金融支援策及び経営支援体制の構築

建設業特有の資金需要等に対応した金融支援策を構築するとともに、経営支援体制を整備

### ○新たな下請代金保全策の導入

- ・信託の活用や支払ボンドなど、諸外国における下請保護方策を参考にしつつ、我が国における新たな下請代金保全策の導入

### ○総合的な金融支援策の実施

- ・工事請負代金債権を活用した元請への低利融資制度、下請企業が工事請負代金債権を保全する取組への支援

### ○経営支援体制の整備

## 人材の確保・育成

若年層の定着率低下、入職希望者減少、就業者の高齢化が進展している中、成長分野への対応、技能の継承・向上を促進

### ○建設技能労働者の成長分野対応の促進

- ・リフォーム、維持管理、環境・エネルギー工事関連などの成長分野に対応した教育訓練の推進

### ○建設技能労働者の人材の確保・育成

- ・建設現場で中核的な役割を担う基幹技能者に至るまでの各段階に応じた人材の育成、資格・実績等の適正な評価が行われる環境を検討、整備

(総合政策局建設業課、建設市場整備課)

# 建設業人材確保・育成モデル構築支援事業(専門高校実践教育導入事業)

## 背景

- ・建設業就業者数の減少 (H9年:685万人→H21年:517万人)
- ・建設就業者数の高齢化 (50歳以上約4割、うち55歳以上約3割)
- ・高校から建設業に入職する数の減少 (H14年:2.2万人→H21年:1.1万人)
- ・建設業における高校新卒者に対する求人と就職のミスマッチ

建設業への入職促進、将来の優秀な人材の確保・育成を図ることが重要

## 事業概要

地域の建設産業界と専門高校(工業高校等)が連携して、工業高校等の生徒に対する建設業者の技術者・技能者による実践的指導など、将来の優秀な人材の確保・育成を図る取組を文部科学省と連携して実施

### 【具体的な取組内容】

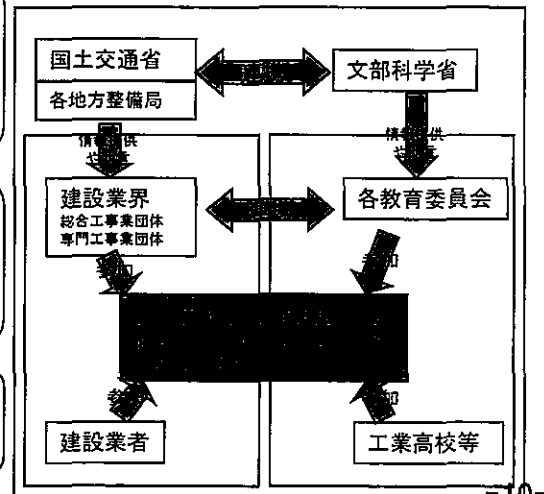
- ①工業高校等において、建設業者の技術・技能者による生徒への実践的指導
- ②建設現場における生徒に対する企業実習
- ③建設業者による工業高校等の教員に対する研修
- ④生徒の技術・技能水準に応じた副教材の作成等を地域の実情に併せて実施。

### 【スキーム等】

- 都道府県、政令指定都市単位で実施
- 総合工事業団体だけでなく、専門工事業団体も参加
- 技能分野だけでなく、技術分野も対象
- 建設業界へは国土交通省が、教育界へは文部科学省が支援

### 【H22年度実施規模】

- 採択地域数 5地域(宮城県・新潟県・栃木県・群馬県・長崎県)
- 1地域当たりの支援額 3百円上限(文科省は今年度より補助事業<補助率1/3>)



# 建設業人材確保・育成モデル構築支援事業(平成21年度実施事業例)

## (助)みやぎ建設総合センター/宮城県教育委員会

【参加高校】白石工業高校・古川工業高校

地震被災地、伝統建築が多い城下町など、各地域のニーズに応じた人材の育成。



企業実習



学校での実践的指導(教員)

## (社)新潟県建築組合連合会/新潟県教育委員会

【参加高校】新潟工業高校・新発田南高校

地域の気候・風土に合った建築技術・技能を伝承できる人材の育成。教員も生徒と一緒に技能検定にチャレンジ。



学校での実践的指導



企業実習(教員)

## (社)兵庫県建設業協会/兵庫県教育委員会

【参加高校】東播工業高校・龍野北高校

有名建築科による学校での講義や建築科以外の教員も参加。



学校での実践的指導



企業実習

## (社)長崎県建設業協会/長崎県教育委員会

【参加高校】佐世保工業高校・大村工業高校・鹿町工業高校

建設土木を中心に離島での泊まり込み実習を実施。



学校での実践的指導



企業実習

# 建設技能労働者のキャリアパスについて

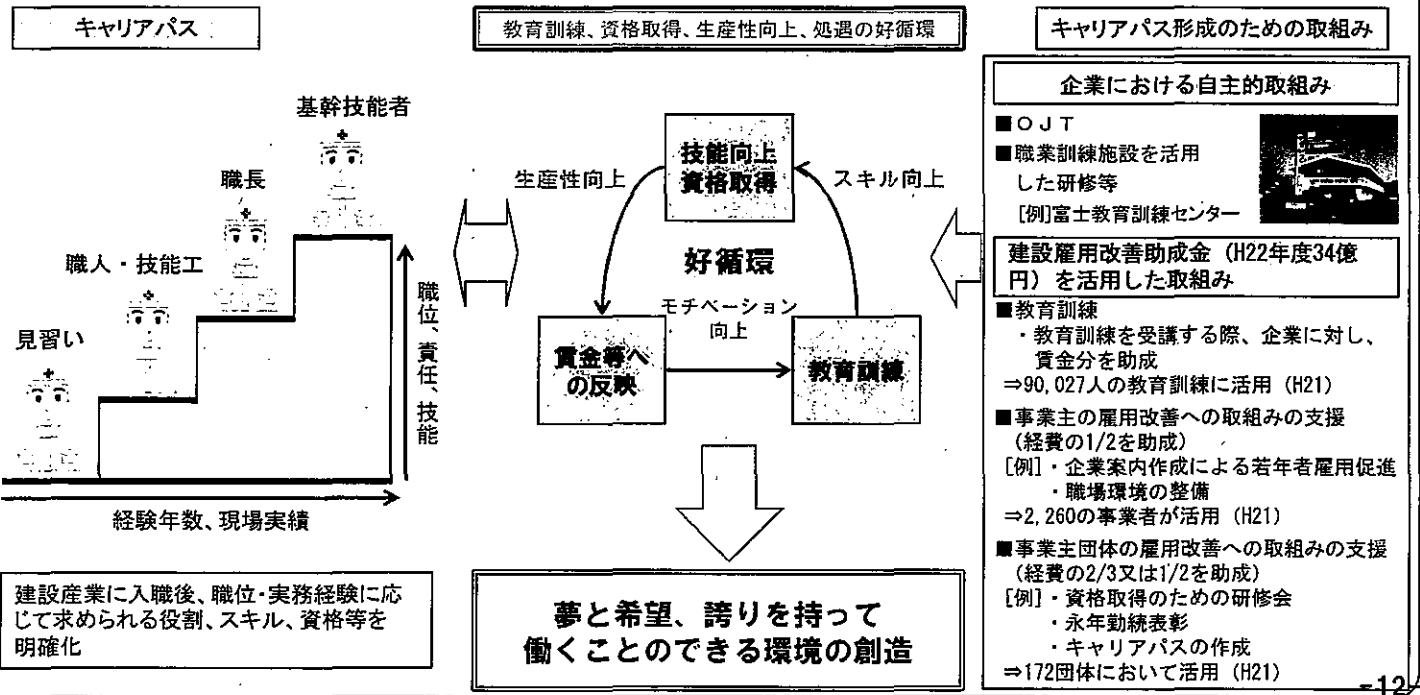
## 【建設技能労働者の中核を担う人材の確保・育成】

☆我が国の高度な土木・建築技術を支えているのは、現場の技術者、技能者。

☆次世代に高度な技術・技能を承継していくため、建設技能労働の中核的な役割を担う若年層の人材確保・育成が課題。

☆近年の建設投資の減少や厳しい経営状況から、個人や個別企業では将来像の提示が困難 ↔ 若年技能労働者の定着率の低下

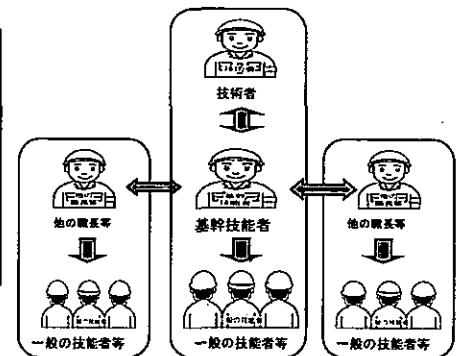
☆業界として、教育訓練、資格取得、処遇等をセットにした建設技能労働者のキャリアパスを提示していくことが必要。



## 基幹技能者の確保・育成・活用について

### 基幹技能者制度

- 概要: 基幹的な役割を担う建設技能労働者の講習資格制度(建設業法施行規則)
- 役割: 建設現場で総括職長として、安全管理、品質管理等について、横断的な調整、指導
- 要件: 実務経験10年以上、職長経験3年以上、最上級の技能資格取得等
- 現状: 27職種、21,770名(平成22年3月31日現在)



### 民間の取組み

- 基幹技能者の職種ごとの育成、確保
- 基幹技能者の有効性のPR
- 優秀な基幹技能者の年収600万円への引上げ(日建連)

官民一体となり推進委員会を組織、取組を推進

### 国土交通省の取組み

- 基幹技能者の職種の充実
- 公共工事発注における基幹技能者の評価

- 生産性の向上、品質・安全確保
- 技能労働者の処遇改善

◇建設技能労働者への目標像の提示  
◇建設技能の承継



# 登録基幹技能者の登録状況

■登録基幹技能者講習 登録状況

No	登録基幹技能者講習の種類	登録基幹技能者講習実施機関	登録年月日 (登録番号)	基幹的な役割を担う (実務経験を有する) 建設業の種類	登録基幹技能者数 (平成22年3月末)
1	登録電気工事基幹技能者	(社)日本電設工業協会	H20.5.13 (登録番号1)	電気工事業、電気通信工事業	3,844名
2	登録橋梁基幹技能者	(社)日本橋梁建設協会	H20.7.17 (登録番号2)	橋梁造作工事業、土木工事業	301名
3	登録造園基幹技能者	(社)日本造園建設業協会 (社)日本造園組合連合会	H20.7.17 (登録番号3)	造園工事業	2,345名
4	登録コンクリート匠基幹技能者	(社)全国コンクリート匠連年団体連合会	H20.7.18 (登録番号4)	土木工事業	338名
5	登録防水基幹技能者	(社)全国防水工事業協会	H20.8.10 (登録番号5)	防水工事業	411名
6	登録トンネル基幹技能者	(社)日本トンネル専門工事業協会	H20.9.1 (登録番号6)	土木工事業、土木・土工工事業	248名
7	登録建設機械基幹技能者	(社)日本建設工業協会	H20.9.1 (登録番号7)	建設工事業	1,324名
8	登録左官基幹技能者	(社)日本左官組合連合会	H20.9.1 (登録番号8)	左官工事業	752名
9	登録機械土工基幹技能者	(社)日本機械土工協会	H20.9.17 (登録番号9)	土木工事業、土木・土工工事業	553名
10	登録海上起重機基幹技能者	(社)日本海上起重機技術協会	H20.9.19 (登録番号10)	土木工事業、船舶・海洋工事業	386名
11	登録PC基幹技能者	プレストレスト・コンクリート工事業協会	H20.9.30 (登録番号11)	土木工事業、土木・土工工事業、 橋梁工事業	264名
12	登録鉄筋基幹技能者	(社)全国鉄筋工事業協会	H20.9.30 (登録番号12)	鉄筋工事業	1,224名
13	登録圧入基幹技能者	全国圧入協同組合連合会	H20.9.30 (登録番号13)	鉄筋工事業	386名
14	登録製粉基幹技能者	(社)日本建設大工工事業協会	H20.9.30 (登録番号14)	大工工事業	1,240名
15	登録配管基幹技能者	(社)日本空調衛生工事業協会 (社)日本配管工事専門団体連合会 全国管工事業協同組合連合会	H20.10.16 (登録番号15)	管工事業	1,362名
16	登録鉄・土工基幹技能者	(社)日本建設鉄骨工事業団体連合会 (社)日本土工連合会	H20.12.12 (登録番号16)	土木・土工工事業	1,480名
17	登録切断穿孔基幹技能者	全国コンクリートカッター工事業協同組合	H20.12.12 (登録番号17)	土木・土工工事業	73名
18	登録内装仕上工事基幹技能者	(社)全国建設内装工事業協会 日本建設インテリア事業協同組合連合会 日本室内装飾事業協同組合連合会	H20.12.26 (登録番号18)	内装・仕上工事業	1,233名
19	登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者	(社)日本サッシ協会 (社)カーテンウォール・防火扉日本協会	H21.2.13 (登録番号19)	補修工事業	251名
20	登録エクステリア基幹技能者	(社)日本植栽プロシエ・エクステリア工事業協会	H21.4.6 (登録番号20)	園芸・造園・エクステリア工事業、 土木・土工工事業、管工事業	279名
21	登録建築検査基幹技能者	(社)日本建築検査協会	H21.5.5 (登録番号21)	検査工事業、建設工事業	2,051名
22	登録外装仕上基幹技能者	日本外装仕上協同組合連合会	H21.1.28 (登録番号22)	装飾工事業、左官工事業、防水工事業	96名
23	登録ダクト基幹技能者	(社)日本空調衛生工事業協会 (社)全国ダクト工協同組合連合会	H21.4.28 (登録番号23)	管工事業	493名
24	登録保温断熱基幹技能者	一般社団法人 日本保温断熱工事業協会	H21.11.27 (登録番号24)	断熱工事業	78名
25	登録グラウト基幹技能者	(社)日本グラウト協会	H21.11.27 (登録番号25)	土木・土工工事業	176名
26	登録冷凍空調基幹技能者	(社)日本冷凍空調設備工事業連合会	H22.3.25 (登録番号26)	管工事業	0名
27	登録運動施設基幹技能者	一般社団法人 日本運動施設建設業協会	H22.9.25 (登録番号27)	土木工事業、土木・土工工事業、 建築工事業、造園工事業	0名
合計					21,770名

## 優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター)

我が国の建設産業においては、今後、少子化・高齢化の進展に伴い労働力不足時代の本格的到来が予測される中で、直接施工にあたる建設労働者の不足が深刻化することが危惧されており、優秀な人材を確保育成することが良質な建設生産物を安価で国民に提供していくための重要な課題となっている。

建設産業の第一線で「ものづくり」に直接従事している建設技能者の誇りと意欲を増進させるとともに、その社会的評価の向上を図るために、国土交通大臣顕彰を平成4年度より実施、継続している。

建設現場において工事施工に直接従事している個人で、現役として活躍している建設技能者のうち、次の基準を全て満たしている方

(顕彰基準)

- ①技能・技術が優秀であること
- ②工事施工の合理化等へ貢献していること
- ③後進の指導育成に努めていること
- ④安全・衛生の向上に貢献していること
- ⑤他の建設現場従事者の模範となっていること

顕彰者の例 (48歳、東京)

- ・高校卒業後、30年間にわたり、内装仕上げ工事 業作業に従事。
- ・登録内装仕上工事基幹技能者、1級内装仕上施工技能士。
- ・広く後進の指導教育を行い、技能士育成に尽力。
- ・現在まで無事故で活躍、安全管理の表彰多数。



建設業者団体、都道府県及び国土交通省北海道開発局並びに地方整備局から推薦を受けた方について、優秀施工者国土交通大臣顕彰審査委員会において審査・選考。

毎年5月に顕彰式典を実施し、被顕彰者に対し、顕彰状授与、徽章贈呈。

### ◆顕彰者数の推移

第1回 (H4)	第2回 (H5)	第3回 (H6)	第4回 (H7)	第5回 (H8)	第6回 (H9)	第7回 (H10)	第8回 (H11)	第9回 (H12)	
222名	263名	273名	238名	269名	258名	293名	295名	303名	
第10回 (H13)	第11回 (H14)	第12回 (H15)	第13回 (H16)	第14回 (H17)	第15回 (H18)	第16回 (H19)	第17回 (H20)	第18回 (H21)	合計
461名	501名	472名	463名	456名	436名	436名	412名	421名	6,472名

※第6回、第7回、第11回、第12回では、それぞれ内1名が女性(6、7回はともに造園工、11回、12回は、鉄筋工)、第17回は女性2名(造園工・建設機械運転工)、第18回は女性1名(造園工)

# 3. 国土交通省成長戦略

## 国土交通省成長戦略会議

### 1. 構成・スケジュール

趣旨:我が国の人材・技術力・観光資源などの優れたリソースを有効に活用し、国際競争力を向上させるための成長戦略の確立

座長:長谷川閑史 武田薬品工業(株)代表取締役社長 含め 計13名で構成

スケジュール:昨年10月26日に立ち上げ、5月17日とりまとめ。平成23年度予算要求等に反映

### 2. テーマ

#### 海洋分野

- 港湾部門の抜本的改善
- 外航海運の国際競争力強化

#### 観光立国の推進

- 訪日外国人3,000万人プログラムの展開
- 創意工夫を活かした観光地づくりのための人材の育成
- 休暇取得の分散化の促進

#### オープンスカイ

- 日本の空を世界へ、アジアへ開く(徹底的なオープンスカイの推進)
- バランスシート改善による関空の積極的強化
- LCCの参入促進による利用者メリット拡大

#### 建設・運輸産業の国際化

- インフラファンドの創成
- コンセッション方式の導入によるPPP/PFIの実行
- 省庁横断的な国際展開支援組織の創成

#### 住宅都市

- 世界都市東京をはじめとする大都市の国際競争力の強化
- 急増する高齢者向けの「安心」で「自立可能」な住まいの確保
- チャレンジ25の実現に向けた環境に優しい住宅・建築物の整備

# 【総論】チャンスを活かし、新たな日本の成長を作る

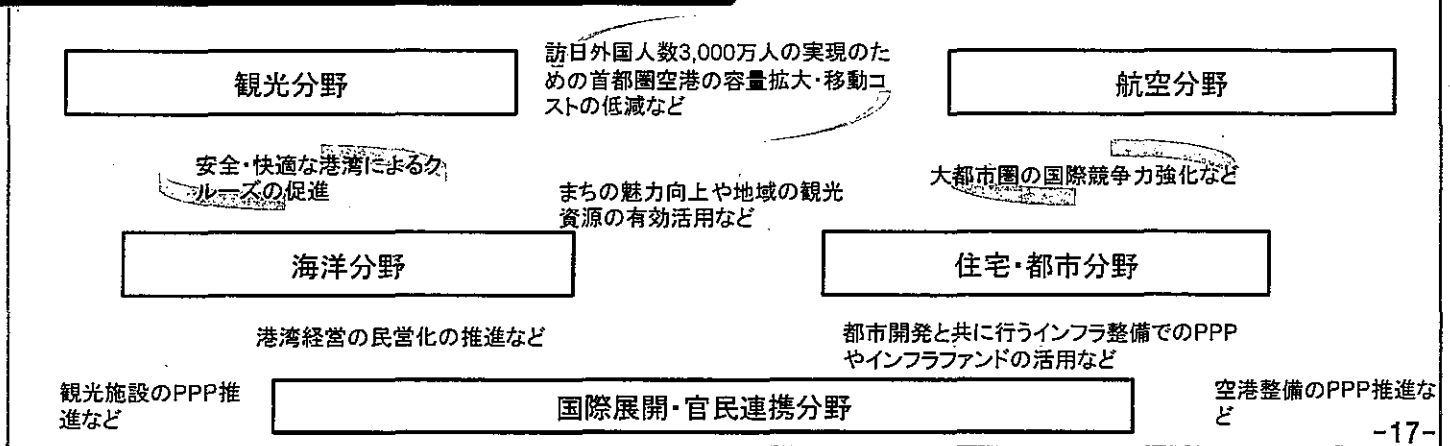
## I 成長戦略の必要性とねらい

- 将来の憂いなく安心して国民生活のためには日本の経済成長が必要不可欠との認識から、攻めの姿勢と強い意志をもった実現性ある成長戦略を構築する。
- 中国をはじめ高成長を遂げるアジア諸国の活力を日本経済に取り込むなど、日本の成長ポテンシャルに着目した政策提言。
- 国交省管轄サービス産業について、ICT技術や民間の知恵と資金の活用により、生産性の向上とパイの拡大を指向。

## II 旧来メカニズムを変革するためのドライバー

- ①費用対効果に応じた集中投資
- ②PPPなど民間の知恵と資金の積極的導入
- ③自由な環境作りを促進する規制改革
- ④グローバル化に対応した積極的な人材育成
- ⑤工程表によるPDCAの確立と政治のリーダーシップ

## III 成長戦略が必要となる5つの対象分野



# 【国際・官民連携分野】 我が国の成長に貢献する国際展開・官民連携の推進

## I 将来目指す姿・あるべき姿

- 我が国の優れた建設・運輸産業が、海外市場において活躍の場を拡げ、世界市場で大きなプレゼンスを発揮。
- 国内において、民間の創意工夫に基づくPPP/PFIの活用が飛躍的に進み、真に必要な社会資本の整備・維持管理を戦略的かつ重点的に実施。

日本の技術と資本で世界展開を

民間の資金とノウハウで社会資本の充実を

## II 海外へ進出する日本企業への支援ツールと政府サイドの支援体制整備

- **リーダーシップ、組織・体制の強化**  
政治のリーダーシップによる政官民一体となったトップセールスを展開するとともに、国土交通省内の体制強化及び省庁横断的な体制の創設や強化、企業の人材育成や組織強化に対する支援を推進。
- **スタンダードの整備**  
国内スタンダードのグローバルスタンダードへの適合、日本の技術・規格の国際標準化や投資対象国での採用を推進。
- **金融メカニズムの整備**  
政府による金融支援機能を強化するとともに、インフラファンドによる投資支援や信用補充、ODA予算の活用や貿易保険、税制面での支援を拡充。

\*コンセッション：施設の所有権を移転せず、民間事業者インフラの事業運営や開発に関する権利を長期間にわたって付与する方式

## III インフラ整備や維持管理への民間資金・ノウハウの活用(PPP/PFI等)

- **PPP/PFIを推進するための制度面の改善**  
コンセッション方式(\*)を新たに導入することを含めて、PPP/PFIに係る共通制度の改善を図るとともに、公物管理制度についても個別プロジェクトに対応した見直しを行い、特例を設ける。
- **PPP/PFIの重点分野とプロジェクトの実施**  
空港、港湾、鉄道、道路、下水道を重点分野として、自治体・企業から事業提案を募集し、具体的なプロジェクトを形成、実施。行政財産の商業利用についても、経済の活性化を図る観点から積極的に支援。

- ・コンセッション方式の活用
- ・港湾経営の民営化
- ・老朽化したインフラへの対応等(道路空間のオープン化)
- ・先端民間技術の活用(水ビジネス)
- ・行政財産の商業利用(河川空間のオープン化、都市公園における民間事業者の活用)

# 【住宅・都市分野】我が国の成長に貢献する住宅・都市政策へ

## I 国際都市間競争に打ち勝ち、世界のイノベーションセンターへ

- 都市再生特別措置法の前倒し延長・拡充や大都市圏戦略の策定により、各種規制緩和、税制、金融措置を総合的に講じる**国際競争拠点特区(仮称)**を設定し、海外からも魅力的な拠点を形成。
- 大都市の成長に寄与する環境貢献の取組を評価した容積率の大幅な緩和や大街区化を推進。
- 長期の優良プロジェクトについて、**長期資金を安定的に調達できる方策**を検討。
- 東京や大阪などで、官民連携が強化された体制により、**国際競争力強化のトリガーとなる戦略プロジェクト**を迅速に実施。

国の成長を牽引する大都市で、民間の資金・活力を最大限に引き出し、世界に誇れる都市機能を実現・国際競争力を強化

## II 地域ポテンシャルを引き出し、サステナブルな地域・都市経営を実現

- |   |   |
|---|---|
| <b>1. 新たな担い手による自発的・戦略的な地域・まちづくりの促進</b> <ul style="list-style-type: none"><li>➢ 従来の縦割り・横割りを超えた地域戦略を提案する広域連携主体や「新しい公共」の担い手に、一定の権限を付与し、支援する仕組みを創設。</li></ul> | <b>2. まちなか居住・コンパクトシティへの誘導</b> <ul style="list-style-type: none"><li>➢ まちなかへの都市機能の誘導を支援。</li><li>➢ 面的CO2削減に資する「低炭素都市づくりガイドライン」策定、未利用エネルギーの利用を実現する規制緩和等を実施。</li></ul> |
|---|---|
- まちの管理等への民間の参加促進やまちなかの利便性向上のため、公共施設の有効活用や容積率緩和等を実施。

各地域・まちが個性と強みを活かして地域ポテンシャルを活性化。サステナブルで人と環境に優しい都市・まち空間を実現

## III 住宅・建築投資活性化・ストック再生

- |   |  |   |
|---|--|---|
| <b>1. 住宅市場・住宅投資の活性化</b> <ul style="list-style-type: none"><li>➢ <b>優良な新築住宅や中古住宅の購入・リフォーム等に対する支援の拡充。</b></li><li>➢ マンションの管理ルール見直しや改修・建替え等の促進策を実施。</li><li>➢ 耐震改修・更新、建築基準法の見直し。</li></ul> | <b>2. 高齢者の「安心」で自立可能な住まいの確保</b> <ul style="list-style-type: none"><li>➢ サービス付き高齢者賃貸住宅を法律上位置づけ、<b>医療・介護等と一体となった住宅の供給を支援。</b></li><li>➢ <b>UR団地等への医療・福祉施設等の導入をPPPにより推進。</b></li></ul> | <b>3. 環境に優しい住宅・建築物の整備</b> <ul style="list-style-type: none"><li>➢ 工程表作成、<b>住宅エコポイントの拡充</b>、省エネ基準強化、先進的な取組への支援等による「まるごとエコ化」の推進。</li><li>➢ <b>将来の新築住宅・建築物100%省エネ化。</b></li><li>➢ 市街地環境改善に資する建替え促進。</li><li>➢ 木造住宅・建築物の供給促進。</li></ul> |
|---|--|---|

内需主導による経済成長と豊かな都市空間・住環境の実現